

## 平成25年第3回 苓北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成25年 3月25日 (月)  
午前9時30分 から 午前10時35分
2. 開催場所 苓北町役場2階庁議室
3. 本日の出席委員 ( 15名)

1番	田中安雄	2番	池崎計介
3番	錦戸幸春	4番	大仁田金次
5番	内尾明美	6番	福田正明
7番	山本政人	8番	田中文彦
9番	福山健	10番	小野陽一
11番	塚田修彦	12番	渡邊和人
13番	春本一喜	14番	山下時義
15番	岡村貞夫 (会長)		
4. 本日の欠席委員 ( 0名)
  
5. 議事日程
  - 日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
  - 日程第2. 議案第 6号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 日程第3. 議案第 7号 農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断について
  - 日程第4. 議案第 8号 農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定について
  - 日程第5. 議案第 9号 農用地利用集積計画の認定について
  
  - 日程第6. その他
  
6. 総会書記 (農業委員会事務局職員)  
事務局長 吉村文雄・局長補佐 坂本重志・参事 田尻龍一

## 7. 会議の概要

### 1, 開 会

開会午前 9時30分

議 長 おはようございます。  
ただいまから平成25年第3回の農業委員会総会を開会致します。  
本日は全員出席でございますので当然総会は成立をいたしております。  
皆様方ご存じのとおり、安倍総理大臣は環太平洋連携協定 TPP 交渉参加を表明されたわけでございますが、完全撤廃が原則の中で自民党は米、麦、牛、豚肉、乳製品の5品目を完全撤廃の例外となるよう聖域として扱うよう求めた決議を安倍総理に提出をされました。農協を始めとする農業団体の要望が無視された格好で今後の農業の先行きが全然わからない状態でございます。新聞によりますと熊本県農産物が TPP によって854億円が減少するというような事を試算をされておりました。昨日一昨日の熊本日日新聞に書いた記事でございますので皆様方既にご存じのとおりだと思います。

### 2, 議事録署名委員及び総会書記の指名

議 長 議事日程第1の議事録署名者及び総会書記の指名ですが、私から指名させて頂いて異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 それでは、3番の錦戸幸春委員さんと6番の福田正明委員さんをお願い致します。本日の会議書記には、農業委員会事務局の吉村氏、坂本氏、田尻氏を指名を致します。

### 3, 議 事

議 長 早速議事に入ります。まず日程第2. 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程を致します。  
事務局に説明を求めます。

事務局 それでは日程第2. 議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明致します。

3ページをお開き下さい。関連案件が2件ございます。  
まず、整理番号1の申請ですが、議案記載の譲受人は議案記載の譲り渡人より贈与により取得し所有権を移転したいというものです。  
申請地は4ページから6ページに図示しております。

申請物件の表示は3ページに記載しておりますとおり坂瀬川の畑1筆5,841㎡です。

権利の種類は贈与による所有権移転で、申請理由は高齢に伴う経営規模縮小のためです。

農地法基準に照らし合わせた結果についてですが、自作地であるか、取得後全ての農地を効率的に利用するか、信託引受による権利取得ではないか、農作業に常時従事するか、権利取得後の経営面積が40a以上となるか、所有権以外の権限に基づく耕作農地の転貸・質入ではないか、地域との調和要件を満たしているかの審議要点は、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと判断致しております。

続きまして整理番号2の申請ですが、7ページをお開き下さい。

議案記載の譲受人は議案記載の譲り渡人より売買により取得し所有権を移転したいというものです。

申請地は8ページから10ページに図示しております。

申請物件の表示は7ページに記載しておりますとおり都呂々の畑1筆417㎡です。

権利の種類は売買による所有権移転で、申請理由は高齢に伴う経営規模縮小のためです。

農地法基準に照らし合わせた結果についてですが、自作地であるか、取得後全ての農地を効率的に利用するか、信託引受による権利取得ではないか、農作業に常時従事するか、権利取得後の経営面積が40a以上となるか、所有権以外の権限に基づく耕作農地の転貸・質入ではないか、地域との調和要件を満たしているかの審議要点は、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと判断しております。以上ですよろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございました。只今事務局から説明をいただきましたが、関連案件2件ございますので1件ずつ処理をして参ります。まず、整理番号1についてご意見のある方は挙手をお願い致します。

3番 はい。

議長 はい、どうぞ。

- 3 番 | えーとですね、私も昨日3月21日に現地を確認したいということで尋ねたんですけども、丁度病院へいっとらして留守でございました。ところが近所の方が丁度おられまして現地も案内してくれるということで現地の確認に行つて参りました。ここはですね現在果樹園になっておりました。桃、枇杷、柿類それぞれ作付けしてありまして、管理もよくしてありました。又、娘さんの方もですね、みかん山に行く途中水田あたりもあったんですけどもそこも藪になっていて本人も高齢ということで殆ど農業はしておられないということで。娘さんが良く水田の方も藪払い草払いもしてあって、一部自給野菜をですね作つておられまして、よく手入れもしておられました。そういうことでこの相手については何ら問題になるようなことはないかと思つますのでよろしくご審議していただきまして承認いただきますようお願いしたいと思います。以上です。
- 議 長 | はい、ありがとうございました。えーとこのう〇本さんと言うのは富岡におらすとじゃなかつたですかね。(親子間との声あり)  
親子関係ですか。あそうですか。はい、他にご意見はございませんか。  
(異議なし)の声あり
- 議 長 | 無いようでございますので、整理番号1につきて賛成の方の挙手を求めます。  
(全員賛成)
- 議 長 | はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので整理番号1につきては許可することに致します。
- 議 長 | つきまして、整理番号2についてのご意見のある方は挙手をお願い致します。
- 1 4 番 | はい。
- 議 長 | はい、どうぞ。
- 1 4 番 | ここに表示してあります、〇本〇〇雄さんはですね高齢のために〇下さんに譲り渡すということでもあります。坂本課長補佐さんと22日に

ですね二人で見に行きまして、非常に隣接地も耕作もりっぱにしてあります。それで隣接地に邪魔にならないように、譲り渡しを受けたならば木とかを植えずに畑をしていくんだというようなお考えのようがあります。私は非常にトラクターとか入らない場所ありますが、そういう手入れをしてやろうといういうことでございます。〇〇〇〇さんという方は、大体建築業ですね。大工さんですか、その傍ら農業をされて熱心な方であります。皆さん方のご賛同をよろしくお願い致します。以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございます。他にご意見ございませんか。

(意見なし)

議 長 無いようでございますので、整理番号2につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、整理番号2につきましては許可することに致します。

議 長 次に日程第3 議案第7号 農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断についてを上程を致します。事務局より説明を求めます。

事務局 はい。日程第3. 議案第7号 農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断についてご説明致します。議案書の11ページをお開き下さい。議案書の11ページから16ページに記載しておりますが。平成25年3月1日付けで、苓北町より農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの判断依頼が22筆について、農業委員会会長あてにありました。この通知に基づき、今回議案書にあります21筆の農地について、「農地」に該当するか否かを審議していただくものです。

「農地」に該当するか否かの判断については、机上にお配りさせていただきました農林水産省経営局長通知を参考にしていただきたいと思います。また対象農地は農業振興地域内で農用地区域外の農地であります。以上で説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございます。本件につきましては農林水産省経営局長通知における判断基準の中で、現況確認については、「第2 事務手続き4」において農業委員1名以上を含む複数の者によって行うものとされており。そこで、各担当委員と事務局職員で現況の確認を行っておりますので担当委員さんより説明をお願いします。

1 1 番 はい。

議 長 はい、どうぞ。

1 1 番 事務局より現地確認の要請がありましたので、3月の11日に福山委員、福田委員私それに事務局の坂本さん田尻さんと5名で現地確認を行いました。場所は旧都呂々診療所の上にあります都呂々神社の登って左手一帯にあります都呂々木場線の道路沿いに住宅がありますけれども、そのすぐ上の急傾斜地にあります。調査の結果ですけれども、当該地については以前みかん畑等として利用されていた農地でありましたが、長年にわたり耕作されていないため、竹や雑木が生い茂り荒廃しておりました。現状からは、作業道がないため人力及び農業用機械では耕起、整地は不可能と思われ、基盤整備事業の実施や企業参入のための条件整備等も計画はされていない土地でありかつ農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難であることから、農地とはみなさないことで一致しました。以上のことから、当該農地は「非農地」として取り扱うことが適当であることを確認し、調査を終了したところであります。

議 長 はい、ありがとうございます。只今塚田委員さんの方から現地現況報告を説明していただきましたが、福田さん、福山さんも一緒でしょうね。

(はい。)の声あり

議 長 そうということで、この件について、皆様さんからご意見がございましたら、挙手をお願い致します。  
只今、既に山林化しているということで、農地に復旧するための物理的な条件整備が困難であると判断をされた。

9 番 はい。

議 長 はい、どうぞ山本さん。

9 番 今報告がありましたように、そのとおりでよろしいんじゃないかと言  
うふうに思います。

議 長 はい、他に皆さんよございますか。

事務局 はい。

議 長 はい、どうぞ事務局のほうから。

事務局 すみません、先程説明を致しました判断基準につきましては、皆様のお  
手元に経営局長通知の写しを付けさせていただいております。両面  
刷りで4ページまでありますが、その中の3ページをご覧いただきたい  
と思います。3ページの一番最初農地法第2条第1項農地に該当す  
るか否かの判断基準とありますがここを少し説明させていただきます。  
耕作放棄地の内農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整  
備が必要な土地、人力又は農業用機械では耕起整地ができない土地で  
あって農業的利用を図るための条件整備、基盤整備事業の実施、企業  
参入のための条件整備が計画されていない土地については、次のい  
ずれかに該当するものは、農地法第2条第1項の農地に該当しないもの  
とし、これ以外のものは農地に該当するものとするという判断基準が  
ございます。その2つの要件というのはまず1点目がですね、その土  
地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的条件整  
備が著しく困難な場合。2点目がそれ以外の場合であって、その土地  
の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利  
用することができないと見込まれる場合となっております。今回はこ  
の基準に照らしたところで現況調査をさせていただきまして、1番目  
の森林の様相を呈している又、農地に復元するための物理的条件整備  
が著しく困難な場合ということで、判断をさせていただいているところ  
です。一応補足説明させていただきました。

議 長 はい、ありがとうございます。只今事務局の方から農地に該当す  
るか否かの判断基準ということで今ご説明をいただいた訳でございま  
す。この件につきまして、「農地」には該当しないということに賛成の方は

挙手をお願い致します。

(全員賛成)

議 長 全員賛成でございますので「農地」には該当しないということに決定を致します。

議 長 続きまして日程第4．議案第8号 農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定についてを議題と致します。事務局に説明を求めます。

事務局 はい。日程第4．議案第8号 農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定についてご説明致します。17ページをお開き下さい。

この別段面積の設定につきましては、2月の総会でご検討していただきました。農地法第3条第2項第5号及び同法施行規則第17条第1項、第2項に基づき定められた苓北町における別段面積について毎年別段の面積を設定又は修正することが必要であるか検討することとなっております。

農地法施行規則第17条第1項の適用について、方針、現行の下限面積(別段面積)40アールの変更は行わない。理由としては天草管内の各市町においても中山間地であり、現行の40アールから変更は行わないため。同規則17条の2項の適用についても、方針として現行の40アールから変更は行わない。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。この件についてご意見のある方はお願い致します。

(ありません)の声あり

議 長 ございませんか。

(ありません)の声多数

意見がないようでございますので、下限面積40アールということで承認いただける方は挙手をお願い致します。

(全員賛成)

議 長 はい、全員賛成ですので承認することに致します。



議 長 続きます、日程第5 議案第9号 農用地利用集積計画の認定についてを議題と致します。利用権移転の案件につきまして、福田委員さんが自己又は同居の親族が関与する案件でございます。従いまして農業委員会法第24条の規程に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から審議終了まで福田委員さんに退席をお願いします。

(福田委員退席)

議 長 それでは、日程第5 議案第9号農用地利用集積計画の利用権移転について上程致します。事務局に説明をお願いします。

事務局 はい、日程第5 議案第9号 農用地利用集積計画の認定についてご説明致します。まず、利用権移転についてご説明致します。22ページをお開き下さい。利用権移転で1件でございます。利用権の移転を受ける者は議案記載のとおりであり、利用権を移転する者も議案記載のとおりです。農地につきましては都呂々の田3筆1,423㎡です。期間は前任者の残存期間8年9ヶ月となっております。以上です。

議 長 はい。ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は挙手をお願いします。

議 長 ございませんか。無いようでございますので、この件について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 はい、全員賛成でございます。全員賛成でございますので、許可することに致します。福田委員さんにつきましては、参与案件が終了しましたので入室を許可致します。

(福田委員入室)

議 長 次に新規設定について事務局より説明をお願い致します。

事務局 はい、20ページをお開き下さい。新規設定で整理番号1番から3番まででございます。利用権の設定を受ける者は1番が個人、2番3番が円滑化団体、設定する土地の所在1番坂瀬川、2番が内田、3番が坂

瀬川です。地目は1番が田2筆、2番田1筆、3番が田3筆畑1筆です。地積につきましては議案記載のとおりです。地目、利用権を設定する者、利用権の種類、利用内容、借賃につきましては議案記載のとおりです。期間は1番10年9ヶ月、2番3番が6年9ヶ月となっております。21ページをお開き下さい。転貸で20ページで新規で円滑化団体が借り受けた農地を個人へ貸し出すものです。2件ございます。23ページをお開き下さい。所有権移転で1件ございます。移転を受ける者は熊本県農業公社で、移転をする者は個人です。土地の所在は白木尾、地目は田1筆2, 961㎡、利用内容は水田となっております。対価等につきましては議案記載のとおりです。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。利用権設定についての説明がありましたが、この件についてご意見のある方は挙手をお願い致します。

1番 よかですか。

議長 はい、どうぞ。

1番 今回の23ページですね、農業公社の件についてですが、これについてですね私委員として依頼がありましたので3月7日の11時からですね立会ということで参加させていただきました。このとき双方来られておましてそれぞれ現況としてはですね、レタス、水稻ということで作付をされております。ある程度の内々で価格設定されてきておられましたけれども前例の事案とかなりの格差がありましたのでやはりいくらからかでもということでお願いをし今説明がありましたような価格設定になったわけでございます。そういうことで双方とも協議をいただいて決定をした次第でございます。内容につきましてはですね今この物件については小作に出しておられるということで引き続きお願いしたいということでしたけれども権利の移転の時期ですので決定後に又改めてされるということで協議をしていただきました。以上でございます。よろしくお願い致します。

議長 はい、ありがとうございました。他にご意見ございませんか。

(なし) の声あり

議 長 はい、無いようでございますので、この件につきまして、賛成の方の  
挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 はい。全員賛成でございますので許可することに致します。

議 長 議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたら  
お願いいたします。

事務局 それでは、その他の項で説明したいと思います。

(資料により説明する。)

- 1、 苓北町総合農政審議会委員推薦について
- 2、 苓北町振興計画審議会委員推薦について
- 3、 農業委員会天草郡市協議会役員の報告について
- 4、 平成25年度農業委員会総会開催日及び議事録署名者順位について
- 5、 その他

次回農業委員会総会予定

平成25年 4月25日(月) 午前9時30分

農業委員会の議題は以上でございます。以上をもちまして平成25年  
第3回総会を閉会いたします。

閉会午前10時35分

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する

会	長	_____
署 名 委 員		_____
署 名 委 員		_____